

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年10月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

出席委員 46名

1番 福田 誠也	3番 牧野 正治	4番 上妻 孝市
6番 西富 大二郎	7番 網田 稔	8番 梅田 義弘
9番 西川 秀文	10番 三原 勉	11番 山田 明文
12番 木下 三智也	13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏
15番 松原 信博	16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義
18番 志柿 茂喜	19番 村上 智弘	20番 園田 操
21番 森 日出輝	22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭
24番 坂口 信行	25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信
27番 馬原 清隆	28番 榊永 築	29番 杉本 清和
30番 福原 幸一	31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博
33番 高群 藤雄	34番 谷口 憲治	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員 3名

2番 津田 征士郎	5番 藪田 英明	35番 北口 和皇
-----------	----------	-----------

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆さん大変お忙しい中に農業委員会総会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画が、主な審議となっておりますので、本日の総会がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願い

申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たりまして、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には13番の緒方一臣委員と14番の山口謙藏委員、それから書記に事務局の平野猛二郎主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。岩永です。訂正等がありますのでよろしくお願いいたします。

まず1枚開いていただきまして、目次の中から修正をよろしくお願いいたします。まず第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）ですけれども、こちらは取り下げがっておりますので、38件という件数を37件と1件訂正方よろしくお願いいたします。あわせて第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、ただいま26件と表記しておりますところを、こちらのほうを20件と訂正方いたします。これに基づきまして一番下段の合計数が、今166件と表記しておりますところを、159件と合計数のほうも訂正方お願いいたします。

続きまして、詳細のところですが、3ページをお願いいたします。3条関係ですが、すみません、失礼しました。6ページです。こちらの26番ですが、こちらについては取り下げになっております。続きまして、13ページになります。5条関係になっておりますけれども、11番から15番までこちら全て取り下げということになっております。1枚開いていただきまして14ページになります。同じく5条関係ですが、こちらの18番、こちらについても取り下げということになっております。

訂正は以上です。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、37件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条

2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請人は、河内町白浜にお住まいの専業農家で、後継者への経営移譲のため同一世帯の親子間で農地を使用貸借する申請です。申請地には、許可後は大根を作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請人は益城町にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地を使用貸借する申請です。申請地につきましては、許可後は露地野菜を作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、3番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

3番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはブロッコリー、キャベツを作付される計画です。

4番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番は、弟へ贈与される所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜、果樹を栽培されている兼業農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

6番は、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはニンジンを作付される計画です。

7番は、いとこの子へ贈与される所有権移転の申請です。申請人は水稲、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、タマネギを作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上6件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番から8番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

9番から14番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、経営拡張のため賃貸借の設定をされるものです。申請者はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

11番、12番は関連で、独立就農のための申請で賃貸借権の設定をされるものです。さきの地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

13番は、孫へ贈与される申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

14番は、経営拡張のため父より使用貸借されるものです。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上6件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、9番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

15番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は18番と関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

16番は、妻子への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜のハウレンソウをつくっておられますが、許可後は引き続き米、ハウレンソウをつくられる予定です。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくっておられ、許可後は米をつくられる予定です。

18番は、経営拡張のための賃借権設定で、賃借人は米を栽培されており、許可後も米をつくられる予定です。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米とナスを作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、15番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

20番と21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

21番につきましては、後継者へ一括贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は施設園芸のナスと米を作付されており、許可後もナスと米をつくられる予定です。

以上2件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、地元委員より20番から21番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

### 25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

富合地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番から24番は関連で、独立就農のための賃借権の申請です。

申請人は農業高校・大学や実家での研修経験から農業経営を目指され、夫婦で就農を決意されたものです。先日の地区委員会において営農計画等について聞き取りを行い、農業への熱意と計画の妥当性を確認しております。農機具等は親の所有する農機具を使用されるということです。許可後は米、麦、トマトを作付する予定です。

25番は、経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。申請人は兼業農家で主に米、キュウリを作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上4件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より22番から25番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番は取り下げで、27番。

#### 14番 山口謙藏委員

14番委員、山口謙藏です。

26番は取り下げでございます。27番から29番までにつきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

27番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、麦を作付されており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は飼料作物を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

29番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は米を作付されており、許可後は米をつくられるとの説明でしたが、地区委員会において現地の調査をし、斜面がきつく米はもとより他の作物も困難であると判断しました。改めて申請人に話を聞く機会を設け、検討することが必要であるとの意見に達しました。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、27番と28番については、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。また、29番については、継続審議が妥当であると協議しました。ご審議方、よろしく願いします。

議長 　　ただいま、27番から29番についてご報告がございましたが、2

9番につきましては継続ということでございます。その2件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

30番から32番について、地区委員会での検討状況を報告します。

30番は、36番と関連で、兄から弟へ使用貸借権を設定し経営拡張される申請です。譲受人は水稻をつくられる兼業農家で、許可後は稲を作付される予定です。関連の植木地区委員会での協議とあわせ協議しましたが、経営計画に何ら問題のないことを確認しました。

31番は14番と関連で、独立就農者である申請人が経営拡張のために賃貸借権を設定される申請です。許可後はミカン栽培をされる予定です。

32番は、経営拡張のために所有権移転される申請です。申請人は稲作農家で許可後は水稻をつくられる予定です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、30番から32番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33番。

#### 34番 谷口憲治委員

34番委員です。

33番から38番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

33番と34番は関連でございます。33番は経営拡張のための売買による所有権移転申請です。許可後はニンニク、コマツナ、ホウレンソウを作付される予定です。

34番は、いところへの贈与による所有権移転申請です。許可後は水

稲を作付される予定です。

35番は、後継者への贈与による所有権移転申請です。許可後はミカンを作付される予定です。

36番は30番と関連で、経営拡張のための売買による所有権移転申請です。譲受人は水稲を作付される兼業農家で、許可後は水稲を作付される予定です。関連の北部地区委員会での協議とあわせ協議しましたが、営農計画に何ら問題がないことを確認いたしております。

37番は、経営拡張のための売買による所有権移転申請です。許可後はクリを作付される予定です。

38番は、子への贈与による所有権移転申請です。許可後は水稲を作付される予定です。

以上6件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、33番から38番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）4件でございます。

議事に入ります前に、前回総会時に同じ対象地の願出人として議席番号14番の山口委員、同じく願出人の30番委員の福原委員ご本人になっておりました。これによって農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。山口委員、福原委員には、審議終了まで議場から退席していただきます。山口委員、福原委員、よろしくお願ひいたします。

（山口委員・福原委員 退室）

議長 　　それでは、議事に入ります。地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願ひいたします。

それでは、1番、お願ひします

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

1番から4番につきましては全て関連で、富合町木原、田5筆、競

売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は平成27年10月6日から平成27年10月13日までで、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、主にネギを栽培されている兼業農家で、申請地には米、露地野菜をつくられる予定です。

2番は、主に米、麦、キュウリを栽培されている専業農家で、申請地には米、麦をつくられる予定です。

3番は、主に米、麦、大豆を栽培されている専業農家で、申請地には米、麦をつくられる予定です。

4番は、主に米、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には米、ピーマンをつくられる予定です。地区委員会にて聴取した際、本人の息子が熊本市に在住しており頻りに熊本市を行き来しており、息子と農業をするため、通作距離においては問題ないことを確認しております。

以上、1番から4番まで、先日の地区委員会で聞き取り調査及び協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、全員が資格を満たし、買受者として適格であることと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、そのようにいたします。  
それでは、山口委員、福原委員、入室をお願いいたします。  
（山口委員・福原委員　入室）

議長 　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、よろしくお願ひいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、画図町大字下無田にお住まいの申請人が、貸し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりがあり特に良好な営農条件を備えている甲種農地と判断されますが、集落に接続しておりかつ申請人が集落に居住していることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

先日の地区委員会で現地調査を行い、転用許可基準は満たしていましたが、書類不備のため継続審議との協議結果でございました。

以上です。

議長

1番につきましては継続になっております。

続きまして、2番、よろしくお願ひいたします。

28番 梶永築委員

28番委員、梶永です。

2番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、農業用倉庫を建設される申請です。申請者は河内町でミカンをつくられる専業農家で、近年、規模拡大により収穫量が増加し、現在の倉庫では大変手狭とのこと。申請地は、所有する樹園地にも近く、収穫したミカンを選果機で選果することができることなど、農作業の効率化を図る目的で選定されました。申請地は農業振興地域内の農用地区域内であり、原則転用は不許可になりますが、先日の熊本市の会議におきまして農業用施設への用途区分の変更が認められており、農地利用計画に指定された用途への転用であり不許可の例外に該当し、転用は可能と判断されます。土地利用計画は、ミカンの選果機や農業機械などを収納するための倉庫、鉄骨平屋建てで130㎡の建設と、農業トラックの駐車スペースなどです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、3番。

#### 15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

3番について、地区委員会の協議状況をご報告申し上げます。

3番は、貸し駐車場、貸し資材置き場及び通路のための転用許可申請です。申請人が取締役を務める会社が金属加工工場を営み、その駐車場、資材置き場に困り、工場敷地に隣接した申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、駐車場22台分と精密機器の保管庫、補修資材等の置き場、通路等で、妥当な面積と思われます。ただ、申請地は平成17年より造成して駐車場などに利用しており、転用許可を得ていなかったことを深く反省され始末書が提出されております。隣接農地は本人所有で既に施工済みで、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討いたしましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

――番 　―委員

3番。

議 長 　　3番だったですか。申しわけございません。3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、20件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、土木工事業者を営む有限会社ケービージャパンで、農地を取得し、建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、同時申請の南区の10番の農地と合わせた転用面積に、建て売り住宅4棟を建築される計画で、適正なもの判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、2番。

#### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番と3番は関連で、長嶺東8丁目にお住まいの譲受人が、農地を取得し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広

がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成28年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、4番と5番は関連です。戸島2丁目にお住まいの譲受人が、農地を取得し宅地を拡張する申請です。前回書類不備のために継続審議になりましたが、書類も提出され今回の申請となっております。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内です。土地利用計画は、宅地を拡張し駐車場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましても問題はございません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成27年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上2番から5番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、2番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
                  続きまして、6番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、これまで住んでいた自宅に家族がふえたため手狭となり、また、駐車スペースの確保も困難となったため、住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未

満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積254㎡に個人住宅1棟2階建て、建築面積52.99㎡の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年11月10日から平成28年7月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

7番と8番は関連で、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在、借家に住んでいますが、静かなところに家を建てたいと思いつけました。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積500㎡に個人住宅1棟2階建て、建築面積83.63㎡の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可日から平成28年4月1日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、9番。

#### 28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

9番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

9番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。市道改良工事のため申請者のご自宅が用地買収となり、移転先を探しておられたところ、現在の自宅に近い申請地が地権者との了解がとれ、申請されたものです。農地区分につきましては、住宅が混在する広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個

人住宅1棟、木造2階建て142㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、来年4月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれにつきましても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、9番について地元委員よりご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、10番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

10番及び16番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。11番から15番は関連ですが、取り下げとなっております。

10番は1番と関連で、所有権移転による建て売り住宅建築のための転用許可申請です。申請地周辺は市街化調整区域内の集落内開発制度指定区域に定められており、若い世代に需要が見込めるところからこの土地を選定したものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の生産性の低い農地であることから、2種農地と判断します。土地利用計画は、全体の転用面積は1,049㎡に4棟建築予定で、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域で開発景觀課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年11月1日から28年3月31日までの5カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えています。

16番は、使用賃借権設定による個人住宅建設のための転用申請です。借り人は現在、貸し家に居住しておりますが、子供の成長とともに手狭になったため家を持ちたいと思い、実家の両親が所有するこの地を無償で借り受けることになったものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一段の区域内の農地であるため第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落内に接続して設置

されるもので不許可の例外に該当するものと判断しました。申請の転用計画は、2筆373㎡に木造平屋を建設されるもので妥当な面積と思われる。開発許可については開発景観課に事前審査申請中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、平成27年11月1日から平成28年5月30日までの約7カ月間の予定です。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より10番と16番だけご報告がございましたが、11番から15番は取り下げになっております。10番と16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

14番 山口謙藏委員

14番。

10番をお尋ねしたいんですが、これは田になってますが、農地改良で埋め立ててあるのではないですか。

47番 米村昌昭委員

埋め立ててありました。

14番 山口謙藏委員

ここは農地改良をしてありました。

1番とも関連していましたので尋ねてみたら、1番と同じくカボチャが植えてありました。

47番 米村昌昭委員

カボチャを植えてありました。

14番 山口謙藏委員

これは10番ですよ。

――番 　――委員

場所是一緒の場所です。

14番 山口謙藏委員

一緒にカボチャが植えてありました。

――番 　――委員

地区は東区と南区で別々だけど、開発申請地は一緒です。

1 4 番 山口謙藏委員

土壌改良で埋めてあるんですね。

――番 　――委員

実際にカボチャを栽培してあります。

1 4 番 山口謙藏委員

そら農地改良は何年にやったのか？  
まだ1年経ってないんじゃないのか。

――番 　――委員

約1年ぐらいです。

1 4 番 山口謙藏委員

農地改良する場合は1年以内は転用できないと事務局からも説明してください。

議　　長　　1 作物、カボチャを栽培されています。

4 7 番 米村昌昭委員

カボチャを栽培してありました。

議　　長　　1 作物栽培してあれば、よかじやなかですかね。  
条件はどうですかね。

――番 　――委員

オーナーが高齢と経済的事情を勘案して、1年程度でしたが地区委員会です承しました。

1 4 番 山口謙藏委員

これは農地改良で畑に嵩上げして、それを転用に出すわけでしょうな。

――番 　――委員

本人は高齢で、畑にしてから農作業が楽になったようです。

14番 山口謙藏委員

わかりました。よかです。

議長 よかですか。それでは、10番と16番については何も異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして、17番。

37番 角居登委員

37番委員。

17番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

17番は、所有権移転による漁業者住宅のための転用許可申請です。同居している譲受人の義理の父が漁業者で、環境のいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て住宅1棟、建築面積61.27㎡で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年11月1日から平成28年8月31日までの10カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

18番は取り下げで19番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

18番は取り下げになっておりますので、19番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、使用賃借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。借り人は、アパート住まいで手狭であったため住宅を計画、義祖母から無償で借り受けができることもあり申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積は54.32㎡で妥当な面積と思われます。隣接農地は譲渡人所有で、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年11月1日から平成28年5月30日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

続きまして20番は、所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。譲受人は太陽光発電設備の仕事をしており、資材置き場が手狭になってきたため交通の便のいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、ソーラーパネル用資材、避雷針用資材置き場や、作業者の駐車場3台分並びに道路及び作業スペースなどで妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成27年11月15日から28年3月30日までの約5カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

続きまして21番は、使用賃借権設定による太陽光発電のための転用許可申請です。借り人は、自宅に近く目が届くところで母の土地を無償で借り受けができるため、申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル216枚、発電出力49.5kwで妥当な面積と思われます。隣接の農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。一部に道路となっていることについては、今の譲渡人の所有以前のもので事業計画の中で経緯を説明しています。工事計画は、平成27年12月1日から28年1月31日までの2カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地条件の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、18番は取り下げでございまして、19番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、22番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

22番、23番について、地区委員会での協議内容を報告します。

22番は、建設会社法人が資材置き場として所有権を移転される転用申請です。申請地は、10ha未満で小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。代替地の検討をされていましたが、ほかに見つからず申請地を選定されました。申請人は建設会社で、業務に使用している資材置き場が手狭となったため今回の事業を計画されました。必要書類は添付されております。転用規模も適当と思われれます。工期は許可後から平成28年3月31日までの予定です。申請地は風致地区の指定区域にあるため、工事施工に当たっては許可が必要です。担当課と協議も整い、許可申請書も提出されております。

23番は、太陽光発電事業を行う法人が、賃借権を設定し行う農地の一部を太陽光発電設備に拡張するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりがあるため第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存の施設の2分の1以下の拡張であり、不許可の例外規定に該当すると判断されます。資金証明等、必要書類は添付されております。隣接する農地の同意もあり、転用規模も適当と思われれます。工期は許可後から平成28年1月25日までの予定です。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、22番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、24番。

#### 45番 山下知文委員

45番委員、山下です。

24番から26番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、所有権移転による建て売り分譲住宅建設のための農地転用申請です。譲受人は不動産業を営む株式会社愛住宅で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する計画です。農地区分は、住宅と県道及び国道3号バイパスに囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地の選定については、他に適当な代替地を検討したが、取得できる土地がなかったためと、交通の利便性や住環境として適していることなどから当地を選定したとのことです。事業計画は、幅員5m、延長12.9mの道路と公園、防火水槽、建て売り住宅12棟、12区画を建設予定です。転用面積としては適正な面積と判断されます。周辺農地への被害防除等、影響はないものとされ、開発許可についても同時申請中で、事業計画、融資証明、隣接農地の同意、排水同意等もそろっており、工事期間は第1期を平成28年12月31日まで、第2期を平成29年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

25番は、孫への使用賃借権設定による個人住宅建設のための農地転用申請です。農地区分は、住宅と自転車道及び河川、国道に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域で、土地の選定については、他に探したが、入手できる適当な土地がなく、土地が交通の利便性や住環境として適していることなどから選定したとのことです。事業計画は、木造2階建て住宅1棟、幅員4m、延長2.9mの取り付け道路などを建設予定です。転用面積としては適正なものと思われます。周辺農地への被害防除等、影響はないものと思われます。開発許可同時申請です。事業計画、融資証明、隣接地の同意、排水同意等もそろっており、工事期間は平成28年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

26番は、兄弟間の使用賃借権設定による太陽光発電設備建設のための農地転用申請です。農地区分は、住宅と自転車道及び河川に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定については、他の土地を探したが、日当たりや広さなど太陽光発電設備設置に適当な入手できる土地がなかったため

と、遠隔地在住であることから空き地状態であるため有効利用の観点から当地を選定したとのことです。事業計画は、太陽光発電パネル216枚、49.5kwで、転用面積は適当であると思われます。雨水は地下浸透方式とし、周辺農地への被害防除等、影響はないとのこと、事業計画、資金計画、隣接農地の同意、排水同意等もそろっており、工事は本年12月25日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

以上3件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、いずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、24番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から20ページの6番までの合計6件でございます。1番が公社からの買い取り、2番が公社への売り渡し、3番から6番が相対による売買です。面積は、6件合わせまして田のみの11,749㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの7番から30ページの33番までで、貸し手29名、借り手24名の件数27件です。契約期間別では、6年未満が14件、10年以上が13件で、面積は27件合わせまして、田67,696㎡、畑38,743㎡の、合計106,439㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、果樹、施設野菜、麦、畑作物、花卉及び露地野菜です。

　　次に、再設定分です。明細30ページの34番から45ページの77番までで、貸し手37名、借り手39名の件数44件です。契約期

間別では、6年未満が27件、6年以上10年未満が1件、10年以上が16件で、面積は44件合わせまして、田132, 507.30㎡、畑7, 923㎡の、合計14, 430.30㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稲、飼料作物、大豆、露地野菜、施設野菜、果樹及び工芸作物です。

次に、利用権移転です。明細45ページの78番から49ページの81番までで、譲渡人2名、譲受人2名の件数4件です。契約期間別では、6年未満3件、10年以上1件で、面積は4件合わせまして、田9, 342㎡、畑30, 348㎡の、合計39, 690㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲及び果樹です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細50ページの82番から51ページの89番が、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は、田のみの10, 459㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲及び大豆です。

続きまして、第6号議案です。52ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細53ページの1番で、契約期間は10年以上、面積は、畑のみの3, 641㎡です。権利の種類は使用貸借権、利用内容は果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は対象農地12筆について水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されており、農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、2番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、土地の表示、証明の期間などは議案に記載してあるとおりです。2番の願出人は対象の農地について米と野菜をつくっておられ、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。

3番については、米と、畑ではナスなどの各種の野菜を作付されており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、4番。

40番 村上正春委員

40番委員。

4番、5番について、地区委員会での協議内容を報告します。

地区委員が4番の願出人の農地5筆、5番の願出人の農地3筆について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

以上2件、先日の地区委員会において検討、協議した結果、証明については何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、第6のその他ですが、農業委員会法改正案について事務局から説明があります。

事務局 　　横書きの農業委員会法改正についてというチラシをごらんください。今回の農業委員会法改正につきまして県のほうから説明会がありまして、それを取り急ぎまとめさせていただきました。今回の改正のポイントといたしましては、3点でございます。

1点が、農業委員会業務の重点化ということで、農業委員会の業務は農地利用の最適化の推進であるということを確認化されております。それと農業委員の選出方法の変更ということで、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制度に変更になったということで、3点目が農地利用最適化推進委員の新設でございます。これは農業委員とは別に各地域において農地利用の最適化推進という形での委員を、新設されたということでございます。

農業委員の定数といたしましては、上限基準として農業者の数が6,000を超えかつ農地面積が5,000haを超える農業委員会ということで、ここに該当しております。推進委員を委嘱する委員会が24名、推進委員を委嘱しない委員会は47名ということで、改正前、私どものほうは40名でございましたけれども、私どもは推進委員を委嘱する委員会という形になりますので、委員数は24名ということになります。この24名のうち原則過半数は認定農業者であるということでございます。下ポツに書いてありますけれども、推進委員を委嘱しない委員会と、委嘱しなくてもいい委員会というのが定数では47名になっておりますけれども、これは遊休農地率が1%以下、農地

集積率が70%以上の委員会の場合は、推進委員を委嘱しなくてもいいということになりますけれども、熊本市の場合は推進委員を委嘱するような委員会になりますので、改正後の上限といたしましては24名という形になります。

それと一番最後の段ですけれども、適正化推進委員の定数の上限基準でございます。農業委員会区域内の農地面積、これがセンサス統計というのがございまして、その部分に対しての100haに1人の割合で設置できるということで、今、熊本市の農耕面積的なものは約9,000程度になるかと、ですので適正化推進委員は大体90名程度を予定しているという形になるかと思えます。

これも一番下の段に書いておりますけれども、経過措置といたしまして、現在の農業委員の任期満了をもって法の適用を行っていくと、随時行っていくという形になりますので、今現在、任期がことしから発生しておりますので、最終的には30年4月までこの形態が続けられて、30年には新しい形の農業委員会体制になっていくということになるかと思えます。

一番下の欄に気をつけていただきたいんですけれども、現在の農業委員の欠員に対する補充はしないということになっております。これは選挙で選ばれた方も選任の委員の方も一緒でございます。例えば農協とか農地改良区の代表で農業委員をされている方につきましても、任期でよく交代されている場合がございますけれども、その場合は欠員補充をしないという形になりますので、ご注意くださいと思えます。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいま事務局より説明がありました。何か質問等ございませんか。

一 同 なし。

議長 長 何もなければ、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時18分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年10月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 緒 方 一 臣

署名委員 山 口 謙 藏

書 記 平野 猛 二 郎